

令和6年度 兵庫ひきこもり相談支援センター（地域ブランチ） 運営事業実施仕様書

ひきこもりの長期化等への対応の充実を図るため、青少年を対象とした「兵庫ひきこもり相談支援センター（以下「センター」という。）」を設置し、地域相談会やアウトリーチ型の訪問支援等を通じてひきこもり者の支援を行うことを目的に、「兵庫ひきこもり相談支援センター（地域ブランチ）」（以下「地域ブランチ」という。）を、県内5地域のひきこもり支援団体等（※）に委託して実施する。

（※）ひきこもり支援団体等とは、社会福祉法人、特定非営利活動法人等、県内を拠点にひきこもり当事者等の支援にあたっている団体をいう。（法人格の有無は問わない。）

1 事業内容

（1）地域相談会の実施（年1回以上　ただし、播磨地域は年2回以上）

ひきこもり等に関するセミナーを開催し情報提供とともに、セミナー終了後、個別相談会を実施する。

（2）訪問支援の実施（月2回程度　状況に応じて行う）

電話相談や面接相談の中で、家庭訪問による支援が適切であると判断されたケースについて、アウトリーチ型の訪問支援を行う。

なお、訪問支援対象者はケース会議（電話相談員、専門のアドバイザー、保健所・支援団体等の関係機関等により構成）もしくはセンターと協議のうえ決定し、支援内容について報告すること。

（3）地域連携ネットワークの構築（年1回程度）

地域の健康福祉事務所、こども家庭センター、民生委員児童委員連合会、発達障害者支援センター、市町社会福祉協議会などの機関でネットワークを構築する。

（4）ひきこもりサポーターの活用（随時）

県が育成した「ひきこもりサポーター」を地域ブランチが行う市町支援、相談業務や訪問支援等で活用し、サポーターの活動が、地域に浸透する体制づくりを推進する。

（5）ひきこもりサポーターフォローアップ研修の実施（年1回程度）

県が育成した「ひきこもりサポーター」の活動の定着及び充実のため、実際のサポーター活動における課題や今後の対応方法などについて研修を実施する。

（6）市町支援の実施（地域内の県民センター・県民局単位ごとに年2回以上）

地域内の各市町がひきこもり支援体制の充実を図ることを支援するため、居場所設置の普及促進や市町連絡協議会・研修会を通じて地域ブランチが持つひきこもり支援のノウハウや情報共有等を図る。

（7）学校と連携した地域相談機能の強化

不登校児童生徒の中学校卒業・高校中退の後も、適切な支援へ円滑に接続するため、学校と連携しながら支援を行うユースケア相談員を配置する。

（8）その他

必要に応じて兵庫県（以下「県」という。）が指示する事業を実施する。

2 実施方法

（1）地域ブランチ設置場所及び対象地域

県内5地域（阪神、播磨、但馬、丹波、淡路）

阪神：阪神南県民センター、阪神北県民局管内

播磨：東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局管内

但馬：但馬県民局管内

丹波：丹波県民局管内

淡路：淡路県民局管内

（2）業務内容

① 地域相談会：年1回以上実施（但し、播磨地域は年2回以上実施）

② 訪問支援事業：月2回程度実施

訪問支援は、2名以上で行うこと。（支援団体等と連携機関等の保健師等を含む。）なお、訪問支援は、当事者本人の許可を得てから行うこと。
ただし、詳細については県の指示に従うものとする。

- ③ 地域連携ネットワーク事業：年1回程度実施
個別事例を中心に、関係機関等において情報交換を行うこと。
- ④ ひきこもりサポーターの活用：随時実施
地域ブランチが行う市町支援の実施に係る補助用務及び、地域ブランチが行う相談業務や訪問支援、地域相談会等での当事者の話し相手や受付業務等に活用する。
- ⑤ ひきこもりサポーターフォローアップ研修：年1回程度実施
実際のサポーター活動における悩みの聞き取り、課題の抽出や対応など、サポーター活動の定着及び充実のための研修を行うこと。
- ⑥ 市町支援事業：（地域内の県民センター・県民局単位ごとに年2回以上）
市町支援員（1名以上）を設置し、次のア～エのいずれかにおいて助言や関係者間の連絡調整を行うなど、支援のノウハウや情報の共有を図ることにより、市町のひきこもり支援体制の充実のための支援を行うこと。
 - ア 市町が実施するひきこもり専門相談
 - イ 市町が開設するひきこもり者やその家族を対象とする居場所等
 - ウ 市町が実施するひきこもり支援に関する関係機関の連絡協議会等
 - エ 市町が実施するひきこもり者やその家族を対象とする訪問支援
- ⑦ 学校と連携した地域相談機能強化事業：随時実施
ユースケア相談員（週4勤務、1名）※を設置し、不登校児童生徒のひきこもり移行を防止する観点から、中学校卒業後や高校退学後の青少年の相談支援を行うこと。
なお、活動を円滑に進めるため、管内の公立中学校及び高等学校を対象に訪問活動等を行い地域ブランチの活動を周知するとともに、連携の強化に努めること。
次のア～イについては、必ず実施すること。
 - ア 管内の公立中学校全校を対象に地域ブランチの活動を周知すること（訪問以外の方法でも可）
 - イ 阪神、播磨各地域ブランチにおいては、管内の公立中学校のうち、5割以上の学校を訪問すること。但馬、丹波、淡路各地域ブランチにおいては、管内の全公立中学校を訪問すること（ただし、相手方の事情により訪問できない場合は除く）

※ ユースケア相談員の勤務日は、地域ブランチの開設日や運営に準じることとする。複数名を相談員として充てることも可能であるが、同じ日の勤務を避ける等、極力、週4日は相談員が対応できる体制を確保すること。

（3）留意事項

- ① センター及び兵庫ひきこもり相談支援センター連絡協議会構成機関並びに地域のひきこもり支援の関係機関等と密接な連携をとること。
- ② 支援方法等については、随時、地域ブランチ内で情報共有するとともに、処遇困難ケースは、必要に応じて上記（3）①の各機関等に相談するなど、適切に専門機関につなぐこと。

3 事業実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 委託料

金4,250,000円以内（阪神）、金5,700,000円以内（播磨）、金3,250,000円以内（但馬）、金2,950,000円以内（丹波）、金3,100,000円以内（淡路）（いずれも消費税含む）

※令和6年度予算可決前であるため、変更の可能性がある。

5 その他

(1) 事業の変更・中止に関すること

- ・ 委託事業は団体からの実施企画書等をもとに、県と協議の上決定すること。
- ・ 実施仕様書及び採用された実施企画書に記載のない事項、または事業運営にあたり疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

(2) 地域ブランチ設置に関すること

- ・ 入口に、「兵庫ひきこもり相談支援センター（地域名）ブランチ」と明示すること。

(3) 事業実施に関すること

- ・ 事業の遂行上知り得た秘密を他人に漏らさないこと。
- ・ 個人情報は「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令等に基づき、適正に管理すること。

(4) 委託料の支払いに関すること

- ・ 原則、精算払いとする。なお、必要があると認めるときには、委託料の前金払いを行うことができる。

(5) 県税納税証明書の提出に関すること

- ・ 委託にあたって、県税納税証明書の提出を求めることがある。